

自宅・会社のパソコン・スマートフォンから**供託**することができます！

## 「申請書情報入力」の手引

供託かんたん申請のための



申請書情報の入力を説明します。

御不明な点は、お気軽に法務局にお問い合わせください。

この手引は、供託オンライン申請の手続のうち『申請書情報』の入力方法』について、簡単に説明したものです。

初めて利用される場合は、申請者情報を登録し、申請者IDとパスワードを取得していただく必要がありますので、『申請者情報登録』の手引』を御覧ください。

◎ 御不明な点等がございましたら、お気軽に法務局までお問い合わせください。

係員が説明いたします。



和歌山地方法務局 供託課

☎ 073-422-5131(代表)

業務時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日等を除く。)



# ◎ 目 次

第1 地代・家賃の弁済供託	1
第2 裁判上の保証供託	6
第3 給与の執行供託	10
第4 その他の供託	15

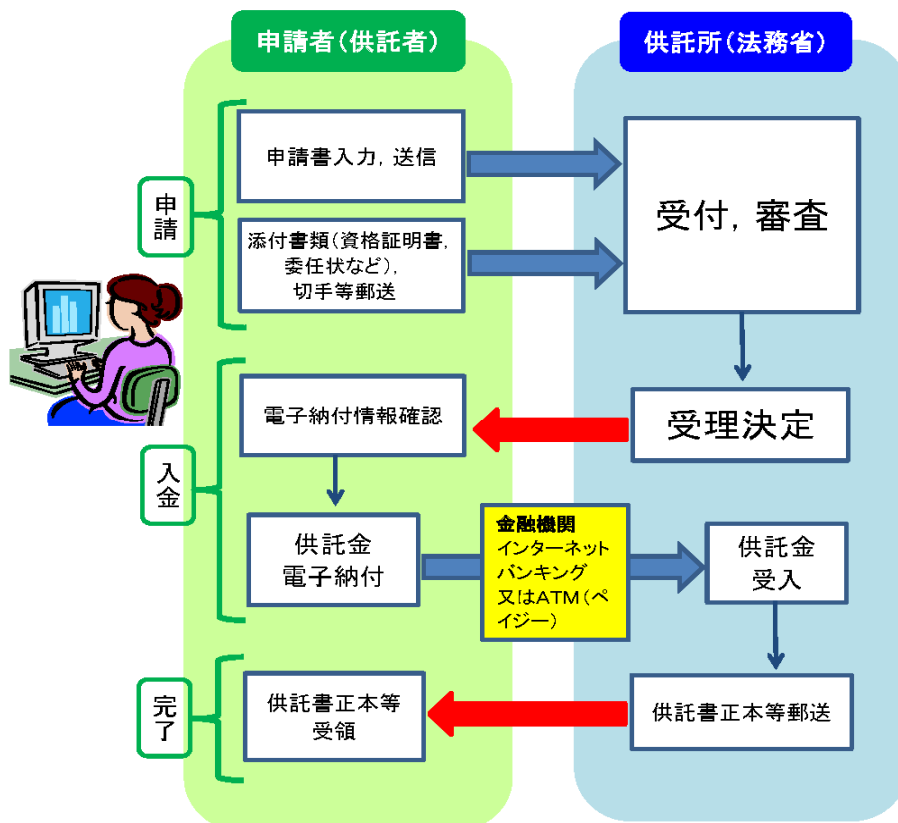
(地代・家賃以外の弁済供託、休眠担保権抹消のための供託、  
選挙供託、給与以外の執行供託)

この手引は、**申請書作成画面**における「申請書情報」の**入力方法**について、説明したものです。

※ 「申請者情報」の具体的な入力**内容**について、御不明な点等がありましたら、係員にお問い合わせください。

なお、一般的な記載例については、法務省のホームページに掲載されています(「法務省 供託 記載例」で検索してください。)

## 「供託かんたん申請」のながれ



# 第1 地代・家賃の弁済供託

「供託(金銭)地代家賃弁済」の申請書作成画面を表示させた上、以下のとおり、各欄を順次入力してください。

## 1 供託所の表示欄

※ 管轄供託所(法務局)が和歌山地方法務局の場合

- ① 最初に、「供託所選択」をクリックしてください。



- ② 次に、「都道府県選択」画面から、該当する都道府県をクリックしてください。



- ③ 最後に、「供託所選択」画面から、該当する供託所(法務局)を選択してください。

### 供託所選択

▶ 供託所の管轄はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
1700	和歌山地方法務局 <b>クリック</b>
1701	和歌山地方法務局橋本支局
1702	和歌山地方法務局田辺支局
1703	和歌山地方法務局御坊支局
1704	和歌山地方法務局新宮支局



## 2 供託者欄

※ 一般的な入力例

【供託者が個人の場合(本人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	会社法人等番号(供託者)
	氏名又は法人名	甲山太郎	_____-_____-_____ ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人	会社法人等番号(代理人) _____-_____-_____ ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

【供託者が個人の場合(代理人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	会社法人等番号(供託者)
	氏名又は法人名	甲山太郎	_____-_____-_____ ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input checked="" type="radio"/> 代理人 代理人 甲県乙市丙町二丁目2番2号 和歌山花子	会社法人等番号(代理人) _____-_____-_____ ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

【供託者が法人の場合(本人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	会社法人等番号(供託者)
	氏名又は法人名	和歌山商事株式会社	1700 - 01 - 123456 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎	会社法人等番号(代理人) _____-_____-_____ ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

【供託者が法人の場合(代理人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	会社法人等番号(供託者)
	氏名又は法人名	和歌山商事株式会社	1700 - 01 - 123456 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎 代理人 甲県乙市丙町二丁目2番2号 和歌山花子	会社法人等番号(代理人) _____-_____-_____ ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

可能な限り入力してください。

## 3 被供託者欄

※ 一般的な入力例

被供託者(供託者)が複数の場合は、「供託かんたん申請」を利用できませんので、「申請用総合ソフト」を御利用ください。

【被供託者が個人の場合】

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号
	氏名又は法人名	乙野次郎

【被供託者が法人の場合】

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号
	氏名又は法人名	乙野商事株式会社

※ 代表者の氏名は入力不要です。

※ 現在の住所が不明の場合は、冒頭に「(最後の住所)」と入力してください。

## 4 法令条項欄

※ 当てはまる方を選択してください。

法令条項	<input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年3月31日以前である。
	<input type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年4月1日以降である（「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。）。
民法第494条	

## 5 契約内容欄

※ 一般的な入力例

供託の原因	契約内容	賃借の目的物	甲斐之市内町一丁目1番地 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建住宅1棟、床面積50.30平方メートル
		賃料	<input checked="" type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> その他( ) 50,000 円
		支払日	毎月末日まで
		支払場所	<input checked="" type="radio"/> 被供託者住所 <input type="radio"/> 供託者住所 <input type="radio"/> その他( )

※ 数字は全角で入力してください。

※ 数字は全角で入力してください。

※ 「㎡」は入力できません。

「平方メートル」と入力してください。

## 6 供託する賃料欄

※ 一般的な入力例

たる	供託する賃料	令和 5 年 4 月分
----	--------	-------------

※ 半角の数字を入力してください。

※ 全角又は半角のいずれでも入力可能です(最大14文字)。

## 7 供託の事由欄

※ 一般的な入力例

【受領拒否①】

事実	供託の事由	<input checked="" type="radio"/> 令和 5 年 4 月 25 日 提供したが受領を拒否された。
	のため	<input type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を確知できない。

※ 半角の数字を入力してください。

※  をクリックした後、数字を選択してください。

【受領拒否②】

事実	供託の事由	<input type="radio"/> 年 月 日 提供したが受領を拒否された。
	のため	<input type="radio"/> 受領することができない。 <input checked="" type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を確知できない。

## 【受領不能】

争実	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 提供したが受領を拒否された。
	供託の事由 被供託者の所在が不明 のため <input checked="" type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を確知できない。

## 【債権者不確知】

争実	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 提供したが受領を拒否された。
	供託の事由 賃貸人が死亡し、その相続人の氏名・住所が不明 のため <input type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input checked="" type="radio"/> 債権者を確知できない。

## 8 供託金額欄

※ 一般的な入力例

供託金額	<input type="text" value="50000"/> × 円
------	--

※ 半角の数字を入力してください。また、冒頭の「金」や三桁ごとの区切りの「,」は入力不要です。

## 9 供託により消滅すべき質権又は抵当権欄

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権 又は抵当権	入力不要
--	------

地代や家賃などの弁済供託の場合、この欄の入力は不要です。

## 10 反対給付の内容欄

※ 一般的な入力例

<input checked="" type="checkbox"/> 反対給付の内容	<input type="text" value="雨漏りの補修"/>
---	-------------------------------------

該当事項がある場合にのみ入力してください。

## 11 送付する添付書面欄

<input checked="" type="checkbox"/> 送付する添付書面あり
--

供託所(法務局)へ送付する書面(委任状、資格証明書等)がある場合、チェックしてください。

## 1 2 供託通知書発送請求欄

- 供託通知書の発送を請求する(この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。)

供託所(法務局)に、被供託者(相手方)への供託通知書の発送を請求される場合、チェックしてください。

## 1 3 供託書正本欄

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。  
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。  
(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

供託書正本の受取方法(「窓口」又は「送付」)を選んで、該当欄をチェックしてください。

## 1 4 備考欄

※ 一般的な入力例

備考	賃料は翌月前払いである。
----	--------------

該当事項がある場合にのみ入力してください。

### 【上記以外の主な入力例】

- ① ○円の賃料増額請求に対し、供託者が相当と考える賃料の増額分○円を加算して提供したものである。
- ② 賃借人Aは令和○年○月○日死亡し、その相続人はB、C、Dであるが、Bが全相続人のために供託する。
- ③ 共益費○円を含めて供託する。
- ④ 提供の遅れた○日につき、年○分の割合による遅延損害金○円を付して提供したものである。

## 1 5 補正申請欄

<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号 <input type="text"/> (申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)
---	--

補正申請の場合のみ入力してください。

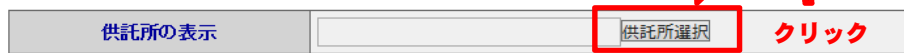
## 第2 裁判上の保証供託

「供託(金銭)裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金」の申請書作成画面を表示させた上、以下のとおり、各欄を順次入力してください。

### 1 供託所の表示欄

※ 管轄供託所(法務局)が和歌山地方法務局の場合

- ① 最初に、「供託所選択」をクリックしてください。



- ② 次に、「都道府県選択」画面から、該当する都道府県をクリックしてください。



都道府県選択

北海道地方  
▶北海道

東北地方  
▶宮城 ▶福島 ▶山形 ▶岩手 ▶秋田 ▶青森

関東甲信越地方  
▶東京 ▶神奈川 ▶埼玉 ▶千葉 ▶茨城 ▶栃木 ▶群馬 ▶山梨 ▶長野 ▶新潟

中部地方  
▶愛知 ▶三重 ▶岐阜 ▶福井 ▶石川 ▶富山

近畿地方  
▶大阪 ▶京都 ▶兵庫 ▶奈良 ▶滋賀 ▶和歌山

- ③ 最後に、「供託所選択」画面から、該当する供託所(法務局)を選択してください。

### 供託所選択

▶ 供託所の管轄はインターネットから確認することができます。

供託所コード	供託所名
1700	和歌山地方法務局 <b>クリック</b>
1701	和歌山地方法務局橋本支局
1702	和歌山地方法務局田辺支局
1703	和歌山地方法務局御坊支局
1704	和歌山地方法務局新宮支局





## 2 供託者欄

※ 一般的な入力例

【供託者が個人の場合(本人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号(供託者) - - ※登録された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input checked="" type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人	会社法人等番号(代理人) - - ※登録された法人の場合は入力をお願いします。

【供託者が個人の場合(代理人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	甲山太郎	会社法人等番号(供託者) - - ※登録された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input type="radio"/> 代表者 <input checked="" type="radio"/> 代理人 代理人 甲県乙市丙町二丁目2番2号 和歌山花子	会社法人等番号(代理人) - - ※登録された法人の場合は入力をお願いします。

【供託者が法人の場合(本人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	和歌山商事株式会社	会社法人等番号(供託者) 1700 - 01 - 123456 ※登録された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎	会社法人等番号(代理人) - - ※登録された法人の場合は入力をお願いします。

【供託者が法人の場合(代理人申請)】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	和歌山商事株式会社	会社法人等番号(供託者) 1700 - 01 - 123456 ※登録された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎 代理人 甲県乙市丙町二丁目2番2号 和歌山花子	会社法人等番号(代理人) - - ※登録された法人の場合は入力をお願いします。

可能な限り入力してください。

## 3 被供託者欄

※ 一般的な入力例

被供託者(供託者)が複数の場合は、「供託かんたん申請」を利用できませんので、「申請用総合ソフト」を御利用ください。

【被供託者が個人の場合】

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号
	氏名又は法人名	乙野次郎

【被供託者が法人の場合】

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市丙町二丁目2番2号
	氏名又は法人名	乙野商事株式会社

※ 代表者の氏名は入力不要です。

## 4 法令条項欄

※ 一般的な入力例(強制執行停止の保証の場合)

法令条項	民事訴訟法第403条第1項第3号
------	------------------

※ 数字は全角で入力してください。  
(注)法律名や条項の番号は、事案によって異なります。

## 5 裁判所の名称及び件名等欄

※ 一般的な入力例(強制執行停止の保証の場合)

裁判所の名称及び件名等	和歌山地方裁判所〇〇支部令和5年(モ)第100号強制執行停止決定申請事件	
	当事者	
	<input type="radio"/> 原告 <input checked="" type="radio"/> 申請人 <input type="radio"/> 債権者	<input type="radio"/> 被告 <input checked="" type="radio"/> 被申請人 <input type="radio"/> 債務者
	供託者	被供託者

※ 数字は全角で入力してください。

## 6 供託の原因たる事実欄

※ 一般的な入力例(強制執行停止の保証の場合)

供託の原因たる事実	<input type="radio"/> 訴訟費用の担保 <input type="radio"/> 仮執行の担保 <input type="radio"/> 仮執行を免れるための担保 <input checked="" type="radio"/> 強制執行停止の保証 <input type="radio"/> 強制執行取消の保証 <input type="radio"/> 強制執行続行の保証	<input type="radio"/> 仮差押の保証 <input type="radio"/> 仮差押取消の保証 <input type="radio"/> 仮処分保証 <input type="radio"/> 仮処分取消の保証 <input type="radio"/> 仮差押解放金 <input type="radio"/> 仮処分解放金	<input type="radio"/> その他

※ 該当欄にチェックを入れてください。

## 7 供託金額欄

※ 一般的な入力例

供託金額	1000000	× 円
------	---------	-----

※ 半角の数字を入力してください。また、冒頭の「金」や三桁ごとの区切りの「,」は入力不要です。

## 8 送付する添付書面欄

<input checked="" type="checkbox"/> 送付する添付書面あり
--

供託所(法務局)へ送付する書面(委任状、資格証明書等)がある場合、チェックしてください。

## 9 供託書正本欄

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
- 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、

返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

供託書正本の受取方法(「窓口」又は「送付」)を選んで、該当欄をチェックしてください。

## 10 備考欄

※ 一般的な入力例

備考	第三者供託 債権者の住所 甲県乙市丙町二丁目2番2号
----	-------------------------------

該当事項がある場合にのみ入力してください。

## 11 補正申請欄

- 補正のコメントを受領したので  
補正申請として申請する。

補正対象申請番号

(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、  
補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。)

補正申請の場合のみ入力してください。



# 第3 給与の執行供託

「供託(金銭)給与債権執行」の申請書作成画面を表示させた上、以下のとおり、各欄を順次入力してください。

## 1 供託所の表示欄

※ 管轄供託所(法務局)が和歌山地方法務局の場合

- ① 最初に、「供託所選択」をクリックしてください。



- ② 次に、「都道府県選択」画面から、該当する都道府県をクリックしてください。



- ③ 最後に、「供託所選択」画面から、該当する供託所(法務局)を選択してください。

### 供託所選択

▶ [供託所の管轄はインターネットから確認することができます。](#)

供託所コード	供託所名
1700	和歌山地方法務局 <b>クリック</b>
1701	和歌山地方法務局橋本支局
1702	和歌山地方法務局田辺支局
1703	和歌山地方法務局御坊支局
1704	和歌山地方法務局新宮支局



## 2 供託者欄

※ 一般的な入力例

【本人(会社等)が申請する場合】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市内町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	和歌山商事株式会社	会社法人等番号(供託者) 1700 - 01 - 123456 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎	会社法人等番号(代理人) - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

【代理人が申請する場合】

供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	甲県乙市内町一丁目1番1号	
	氏名又は法人名	和歌山商事株式会社	会社法人等番号(供託者) 1700 - 01 - 123456 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者(資格・氏名)又は代理人(住所・氏名)	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎 代理人 甲県乙市内町二丁目2番2号 和歌山花子	会社法人等番号(代理人) - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

可能な限り入力してください。

## 3 被供託者欄

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	
	氏名又は法人名	

被供託者欄は通常は入力不要ですが、以下の場合は入力します。

- ① 金銭債権の一部の差押えを受けて債権の全額を供託する場合
- ② 仮差押えの執行に伴う供託の場合

御不明な点は、法務局までお問い合わせください。

## 4 法令条項欄

※ 一般的な入力例(差押えが複数の場合)

法令条項	民事執行法第156条第2項
------	---------------

※ 数字は全角で入力してください。

差押えの数や内容によって、この欄に入力する法律名や条項の番号が異なります。

御不明な点は、法務局までお問い合わせください。

## 5 供託の原因たる事実欄（その①）

※ 一般的な入力例（差押えが複数の場合）

供託者は、従業員である甲県乙市内町二丁目2番2号 乙野次郎に対して令和5年4月分の給与（支給日令和5年4月25日、支給場所供託者本店）金250,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額50,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。

### 【供託かんたん申請の場合】

画面が自動的に右にスクロールし、1行で全文を入力することができます（一般的な入力内容の場合、改行は不要です。）。

あらかじめ以下の「入力フォーマット」が登録されています。

供託者は、 に対して令和 年 月分の給与（支給日令和 年 月 日、支給場所 ）金 円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を 差し押さえる旨の下記差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額 円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金 円を供託する。

※ 以下の入力例では、追加入力事項を赤字、修正事項を青字で表示しています。

差押えの具体的な内容に応じて、追加入力や修正をしてください。

入力例

供託者は、従業員である甲県乙市内町二丁目2番2号 乙野次郎に対して令和5年4月分の給与（支給日令和5年4月25日、支給場所供託者本店）金250,000円を支払うべき債務を負っているところ、同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記 差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額50,000円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金50,000円を供託する。

入力に際しては、特に以下の点に注意してください。

- 1 数字は全角で入力してください。
- 2 差押えの対象が「給与」ではなく「賞与」の場合  
→ 「入力フォーマット」1行目、2行目（2箇所）及び4行目の「給与」（全4箇所）を「賞与」に修正してください。
- 3 「入力フォーマット」4行目の「～ 差し押さえる旨～」について  
→① 差押えのみの場合は、空欄を削除して、「差し押さえる旨」としてください。  
② 仮差押えのみの場合は、「仮に差し押さえる旨」としてください。  
③ 差押えと仮差押えの両方がある場合は、「（仮に）差し押さえる旨」としてください。
- 4 「入力フォーマット」4行目の「～差押命令が相次いで送達～」について  
→① 差押えが1件のみの場合は、「差押命令が送達」と修正してください。  
② 差押えが2件以上の場合は、修正不要です。  
③ 仮差押えが1件のみの場合は、「仮差押命令が送達」と修正してください。  
④ 仮差押えが2件以上の場合は、「仮差押命令が相次いで送達」と修正してください。  
⑤ 差押えと仮差押えの両方がある場合は、「差押命令及び仮差押命令が相次いで送達」と修正してください。

## 6 供託の原因たる事実欄（その②）

※ 一般的な入力例（差押えが2件の場合）

記		債権者	債権者	第三債権者	債権額	差押債権額	送達年月日
供託の原因たる事実	事件の表示 和歌山地方 ○○ 令和 5 (ル ) 第 100 号	裁判所 支部 甲 県 乙 市 丙 町 丁 番 三 郎 三 郎	乙 野 次 郎	供託者	1 0 0 0 0 0 0 円	1 0 0 0 0 0 0 円	令和 5 4 月 10 日
	和歌山地方 ○○ 令和 5 (ル ) 第 123 号	裁判所 支部 甲 県 乙 市 丙 町 丁 番 三 郎 三 郎	乙 野 次 郎	供託者	5 0 0 0 0 0 0 円	5 0 0 0 0 0 0 円	令和 5 4 月 15 日

※ 半角の数字を入力してください。

※ 代表取締役の氏名は不要です。

※ 全角の数字を入力してください。

なお、冒頭の「金」は入力不要です。

## 7 供託金額欄

※ 一般的な入力例

供託金額	50000	× 円
------	-------	-----

※ 半角の数字を入力してください。また、冒頭の「金」や三桁ごとの区切りの「,」は入力不要です。

## 8 供託により消滅すべき質権又は抵当権欄，反対給付の内容欄

<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権	入力不要
<input type="checkbox"/> 反対給付の内容	

給与などの執行供託の場合、これらの欄への入力は不要です。

## 9 送付する添付書面欄

<input checked="" type="checkbox"/> 送付する添付書面あり
--

供託所（法務局）へ送付する書面（委任状、資格証明書等）がある場合、チェックしてください。

## 10 供託通知書発送請求欄

- 供託通知書の発送を請求する(この場合には、供託所宛てに、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。)

上記3で被供託者欄への入力を行った場合で、供託所(法務局)に、被供託者への供託通知書の発送を請求されるときにのみ、チェックしてください。

## 11 供託書正本欄

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。  
 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。  
(注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛てに、返信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。

供託書正本の受取方法(「窓口」又は「送付」)を選んで、該当欄をチェックしてください。

## 12 備考欄

備考	
----	--

給与などの執行供託の場合、通常はこの欄への入力は不要です。

## 13 補正申請欄

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。 | 補正対象申請番号 <input type="text"/><br>(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号(初回の申請番号)を入力してください。) |
|---|--|

補正申請の場合のみ入力してください。



## 第4 その他の供託

- ① 地代・家賃以外の弁済供託
- ② 休眠担保権抹消のための供託
- ③ 選挙供託
- ④ 給与以外の執行供託

これらの供託の場合は、最初に「供託(金銭)その他」の申請書入力画面を表示させてください。

その後、①～③については、「第1 地代・家賃の弁済供託」(1ページ～)を、④については、「第3 給与の執行供託」(10ページ～)を参考に入力してください。

なお、入力に際しては、下欄も参考にしてください。

### 1 ①地代・家賃以外の弁済供託について

#### 【供託の原因たる事実欄の入力例】

(受領拒否の入力例)

<p>供託の原因たる事実</p>	<p>供託者は、令和4年1月16日午後12時頃、乗用車で甲斐市市街二丁目交差点を左折して内町方面に向かって進行しようとしたところ、道路を横断中の被供託者と接触し、その足首に全治3週間の傷を負わせた。以後、供託者は被供託者と賠償方法について協議を重ねたが、賠償額について合意がなかった。そこで、供託者は、令和5年1月15日に、供託者の相当と考える損害賠償金相当額金30万円及び事故の日から同日まで年3分の割合による遅延損害金9千円の合計金30万9千円を被供託者住所において被供託者に現実に提供したが、その受領を拒否されたので、供託する。</p> <p style="text-align: center;">数字は、全角で入力してください。</p>
------------------	---

(債権者不確知の入力例)

<p>供託の原因たる事実</p>	<p>供託者は、被供託者乙野次郎に対し、売買代金100万円の債務(弁済期:令和5年3月31日、支払場所:被供託者住所)を負っているところ、令和5年3月20日、下記の確定日付ある債権譲渡通知書が送達された。ところが、当該債権について、同月25日、譲渡人である被供託者乙野次郎から、当該債権譲渡通知書は詐欺により作成されたものであり、本来譲渡の意思はなく、取消の意思表示をしたため無効であるから、当方に支払されたい旨の文書が送達された。他方、譲受人である被供託者丙川三郎からも、支払請求を受けており、被供託者間で債権の帰属について争いがあることから、供託者は過失なくして真の債権者を確知することができないので、供託する。</p> <p>譲渡金額 100万円 送達年月日 令和5年3月20日 譲渡人 乙野次郎 譲受人 丙川三郎</p> <p style="text-align: center;">数字は、全角で入力してください。</p>
------------------	--

## 2 ②休眠担保権抹消のための供託について

### 【供託の原因たる事実欄等の入力例】

供託の 原因たる事実	<p>供託者は、昭和29年6月1日に、被供託者から金1万円を弁済期昭和34年7月1日、利息年6分の約定で借り受け、この担保のため、同日下記抵当権を設定し、和歌山地方務局昭和29年6月1日受付第150号をもって設定登記をした。</p> <p>供託者は、この債務について、平成20年7月1日に元金1万円及びこれに対する昭和29年6月1日から昭和34年7月1日までの利息金3,051円並びに昭和34年7月2日から平成20年7月1日までの遅延損害金29,400円（合計金42,451円）を債務履行地である被供託者住所において弁済しようとしたが、被供託者は、数年来その所在が不明であるため、受領することができないので、供託する。</p> <p>記 抵当権者：被供託者 抵当権設定者：供託者 抵当権の目的物 甲県乙市内町一丁目1番 宅地 100平方メートル 登記簿上の乙区順位1番 債権額 10,000円 利息年6分</p> <p style="text-align: center;">数字は、全角で入力してください。</p>
---------------	--

<input checked="" type="checkbox"/> 供託により 消滅すべき 質権又は 抵当権	供託の原因たる事実中に記載した抵当権
---	--------------------

当該入力も必要となりますので、忘れないように注意してください。

## 3 ③選挙供託について

### 【被供託者欄の入力例】

被供託者の 住所・氏名	住所又は 法人所在地	
	氏名又は法人名	〇〇県

- ・ 「氏名又は法人名」欄に、選挙の種類に応じて、「国」、「〇〇県」、「〇〇市」、「〇〇町」、「〇〇町△△財産区」等と入力してください。
- ・ 「住所又は法人所在地」欄は入力不要です。

### 【法令条項欄の入力例】

法令条項	公職選挙法第92条第1項
------	--------------

- ・ 数字は全角で入力してください。
- ・ 財産区の場合は「公職選挙法第268条及び第92条第1項」、「衆議院比例代表選出議員」の場合は「公職選挙法第92条第2項」、「参議院比例代表選出議員」の場合は「公職選挙法第92条第3項」となります。

## 【供託の原因たる事実欄】

<p>供託の 原因たる事実</p>	<p>供託者は、令和5年4月16日に行われる予定の〇〇県議会議員一般選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。</p> <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>数字は、全角で入力してください。</p> </div>
-----------------------	---

## 【備考欄】

<p>備考</p>	<p>官庁の名称 〇〇県議会議員一般選挙〇〇選挙区選挙長</p> <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>数字は、全角で入力してください。</p> </div>
-----------	---

## 4 ④給与以外の執行供託

## 【供託の原因たる事実欄】

<p>供託の 原因たる事実</p>	<p>供託者は、甲県乙市内町二丁目2番2号乙野次郎に対し、令和4年4月25日付け売買契約に基づく金100万円の売買代金債務（弁済期：令和5年1月25日まで、弁済場所：乙野次郎住所）を負っていたが、これについて下記の差押命令が相次いで送達されたので、債権の全額に相当する金100万円を供託する。</p> <p>記 差押命令の表示 1. 〇〇地方裁判所令和4年（ル）第444号、債権者甲県乙市内町三丁目3番3号丙川三郎、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和4年12月26日送達。 2. 〇〇地方裁判所令和4年（ル）第456号、債権者甲県乙市内町四丁目4番4号丁村四郎、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金60万円、差押債権額金60万円、令和4年12月28日送達。</p> <div style="border: 1px dashed gray; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>数字は、全角で入力してください。</p> </div>
-----------------------	--

